

AYSA西部部会プレゼン

# 短大で学んだ 日本国憲法第2報



2022.9.22  
AYSA西部支部  
MRN

# はじめに (テーマ選定理由)

- ▶ ① 前回(2016年)の報告から 6 年がたちその間に国内外の政治・経済・社会・安全保障、の環境は大きく変わり、それについて我々の憲法に対する認識は微妙に変わりつつある
- ▶ ② 自民党が憲法改定可能な衆・参の議席を獲得し改憲推進勢力にとっても護憲勢力にとっても新たな段階を迎えている
- ▶ ③ それらの状況を踏まえ、今回AYSAでの発表順番を迎えたのを機に前報の内容を加筆修正することにした

参考：山口短大で「日本国憲法」を学んだ。

授業は総説的な内容であり分り易かった。今回の報告は、この時の講義がベースとなっている

# プレゼン順序

- ▶ ① 憲法って何？
- ▶ ② 法の目的
- ▶ ③ 現行憲法誕生の経緯、舞台裏
- ▶ ④ 憲法条文の構成
- ▶ ⑤ 現行憲法の三大原則とは？
- ▶ ⑥ 憲法に影響する冷戦の始まり
- ▶ ⑦ 人権について
- ▶ ⑧ 公共の福祉
- ▶ ⑨ 第9条関連事項
- ▶ ⑩ 自民党の憲法改定案
- ▶ ⑪ おわりに

# ① 憲法って何？

- ▶ 憲法とは・・・
  - ・国家を統治する原則や機構、治者と被治者の関係等の基礎を定めた **[最高法規]** である
- ▶ 憲法は・・・
  - ・[**立憲主義**] \* の拠り所となる最高法規である

\* 国政を憲法に則って行い、国家権力を法によって制限し、個人の権利と自由を確保しようとする主義のこと

## ②-1 法の目的

### ▶ 人々の幸福を守り増進させること

そのためには;

① 社会秩序を維持し [**社会正義**] を実現させることが不可欠

またそのためには;

② 必要なことを定め (ルール化し) 文書化し明示することが必要

### ▶ 法が備えるべき要件

① [**明確**] でなければならない

② あまりにたやすく [**変更**] されてはならない

③ [**実際**] に行われるものでなければならない

④ 社会に生きる人々の意識に [**合致**] しなければならない

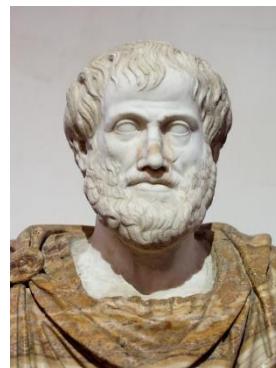
## ② – 2 法の目的

### ▶ [社会正義]の考え方

アリストテレス以来、 [平均的正義] \* と [配分的正義] \*\* に分ける考え方あり

\* [平均的正義] · · · 人によって差別することを認めない要求

\*\* [配分的正義] · · · 個人がその能力や功績の差異に応じて異なる取り扱いを要求するもの



### ③ 現行憲法誕生の経緯・舞台裏

- ▶ 日本は昭和20年8月14日に [ポツダム宣言] を受諾し  
8月15日に終戦を迎えた
- ▶ GHQ、1946.23に改憲3原則を示したが、実はその2日前に日本側は憲法改正案を出していた。しかし・・・
  - i その案は欽定憲法の域を脱しきれず
  - ii ホイットニー草案の起草を始めた
- ▶ GHQの思惑及び3原則・・・  
**日本に二度と戦争を起こさせない・天皇制存続・  
封建制廃止**  
(あくまでも米国の戦後支配を展望した戦略的思惑が根底にあり！)
- ▶ 昭和21年11月3日に公布され翌昭和22年5月3日に施行

課題：「憲法押付け論」をどう考えるか？



## ④ 憲法条文の構成

### ▶ 前文

憲法制定に当たり格調高く謳い上げた誓いの言葉

### ▶ 本文 99条からなる

天皇、戦争放棄、国民の権利・義務、国会、内閣、司法、  
財政、地方自治、改正、最高法規

### ▶ 補則 4条からなる

## ⑤ 憲法の三大原則

▶ 三大原則は・・・

① [国民主権]

② [基本的人権の尊重]

③ [平和主義（戦争放棄）]

補足： i 皇室典範 昭和22年1月16日 制定

ii 憲法の「法の下の平等」に反したとされ刑法20条

に定められていた [尊属殺重罰規定] は削除

iii 国家神道の解体

iv 国葬の削除

## ⑥ 憲法に影響した冷戦の始まり

- ▶ GHQ統治下の冷戦の始まり・1950朝鮮戦争勃発
  - ・思想信条の自由 → 社会主義思想嫌気 → Red Purge
  - ・戦力不保持 → 警察予備隊 → 保安隊 → 自衛隊
- ▶ 「戦力、武器、実力」論議の台頭・・・  
今も続いている

## ⑦ 人権について

### ▶ 人権は大まかに

- \* [自由権]、＊＊[参政権]、＊＊＊[社会権]に分類される
- 

\* [自由権]・・・「自由に生きる権利」のこと

別名 [国家からの自由]ともいわれる

[精神的自由権]、[経済的自由権]、[人身の自由]に分類される

\* \* [参政権]・・・「国政に参加する権利」のこと

別名 [国家への自由]とも呼ばれる

\* \* \* [社会権]・・・社会的弱者や経済的弱者が人間らしい生活を

送れるよう国家に積極的な配慮を求める権利

別名 [国家による自由]とも呼ばれる

## ⑧ – 1 公共の福祉

### ▶ 「公共の福祉」に対する学説

① **外在的制約説** · · 人権の外にあって、人権を一般的に制限する原理 と捉える立場・考え方

② **内在的制約説** · · すべての人権を出来る限り平等に保障していくために各人権に内在する権利であり人権同士の矛盾や対立を調整する役割を果たす と捉える考え方

## ⑧ – 1 (続き) 公共の福祉

③ **別の説** ・・公益や国益といったある意味で抽象的、社会的な利益を公共の福祉と捉え、これによって個人の  
人権が制限され個人の人権よりも上位の価値があると認め  
る考え方

④ **更に別の説** (実質的公平の原理) ・・

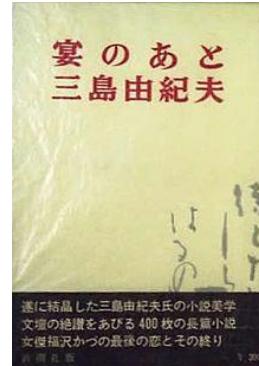
しかしこれは個人の尊重を最高の価値としている憲法の  
理念と合致せずある個人の人権を制限できるものは唯一  
別の個人の人権 しかりえないとする考え方  
(人権相互の矛盾衝突を調整する)

## ⑧-2 公共の福祉

### ▶ プライバシーの権利・・

小説家や出版社は[表現の自由]という人権を保有する一方、国民は[情報コントロール権]という人権を保有し両者はしばしば衝突する。この衝突を調整する基準が[公共の福祉]である

例：三島由紀夫の[宴のあと]事件



## ⑧－2 (続き) 公共の福祉

### ▶ プライバシー権の侵害成立の要件

- ① 侵害行為者の故意または過失があり [故意・過失の要件]
- ② 被害者の私生活上の事実について [私事性の要件]
- ③ 不特定多数の前で公表し [公表の要件]
- ④ 一般人の感受性から見て被害者に精神的苦痛を生じさせること [精神的苦痛の要件]

の要件が整っていなければならぬ。

補足： i 最近「文春砲」など週刊誌情報が名誉棄損どころか  
真相追及の発端になっているのは皮肉な話

## ⑨ – 1 第9条関連事項 (第1項)

### ▶ 第1項は戦争放棄を述べたもので2説あり

#### ① 限定放棄説

- ・9条1項は [自衛戦争を除く戦争] を放棄した条文だと解釈するのが通説でありこの立場を [限定放棄説] と呼んでいる

ことばの解釈 ① 国権の発動たる戦争 . .

[宣戦布告] をともなう正規の戦争のこと

②武力の行使 . .

[宣戦布告] なしに行われる事実上の戦争のこと

#### ② 全面放棄説 . .

- ・憲法は自衛戦争も含めてすべての戦争を放棄しているという解釈もありこれを[全面放棄説]と呼んでいる

### ▶ 日本政府の見解 . .

限定放棄説をとっている

## ⑨－2 第9条関連事項(第2項)

- ▶ 第2項は「戦力の不保持」を述べたものだが前項の目的の解釈により2説あり

### ① 全面不保持説・・

戦争放棄に至った動機一般をカバーするという考え方であり、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求するという目的のために戦力を保持せず交戦権を否認しているとして自衛のための戦力を含めてすべての戦力を保持しないという考え方

### ② 限定不保持説・・

第2項の「前項の目的」を侵略戦争の放棄と解釈し、自衛戦争のための戦力までは否定していないという解釈

### ▶ 政府の見解・・

「全面不保持説」をとっている。しかば、現状の自衛隊、保有武器についてどう説明するかについて、[自衛のために保有しうる「実力」]の範囲であるといっている。

# 10. 自民党の改憲案

- ▶ 日本国憲法の三原則は変えない
- ▶ 4項目の改正・追加を提案

## ① 「自衛隊」の明記と「自衛」の措置の言及

現行の9条1項・2項とその解釈を維持し自衛隊を明記  
するとともに自衛の措置（自衛権）についても言及すべき  
(自衛隊違憲説に終止符を打ちたい！)

## ② 国会や内閣の緊急事態への対応を強化

## ③ 参議院の合区解消、各都道府県から必ず1人以上選出へ

## ④ 教育環境の充実

# 11. おわりに

- ▶ 「検討使」岸田主相の「国葬」断行は、改憲の動きにどう影響するだろうか？(順風？or 逆風？)
- ▶ 徴兵制についてどう思うか
  - ・日本・・・1945年以降徵兵制なし
  - ・世界で徵兵制を有する国・・・60か国以上  
内6か国は男女共
- ▶ 戦後の占領下で制定されたドイツの基本法について勉強する必要あり（仲間からの意見）・・・今後の課題としたい
- ▶ 忌憚のない活発な討議有難うございました